

飯塚市健康づくり・食育推進協議会委員公募要領

1 公募の目的

飯塚市健康づくり・食育推進協議会(以下「協議会」という。)では、本市が令和 6 年 3 月に策定した『第 2 次飯塚市健康づくり計画』について、広く市民の意見を反映させるため、協議会の委員の一部を公募します。

2 名称

飯塚市健康づくり・食育推進協議会

3 公募委員数(男女別の数)

2 名以内(1 名以上は女性とします。)

4 委員の任期

委嘱時(令和 8 年 7 月 1 日を予定)から 2 年間とします。

5 応募資格

応募資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 応募時点で市内に住民登録を有する(住民票が市内にある者)満 18 歳以上の者
- (2) 健康づくりや食育の推進に興味や関心がある者
- (3) 平日夜に開催される対面での会議(年に 1~3 回を予定)に出席できる者
- (4) 本市の議員や職員(会計年度任用職員を含む)でない者
- (5) 協議会委員を推薦する関係団体等に所属していない者

(関係団体等は別紙一覧表を参照のこと)

- (6) 成年被後見人、被保佐人または被補助人ではない者
- (7) 本市が設置する他の審議会等の委員に委嘱または任命されていない者
- (8) 飯塚市暴力団排除条例(平成 22 年飯塚市条例第 5 号)第 2 条に定義する暴力団または暴力団員並びにその関係者でない者
- (9) 拘禁刑もしくは禁固刑以上の刑に処せられていない者

6 公募期間

令和 8 年 6 月 23 日(火)から令和 8 年 6 月 29 日(月)まで

7 公募の周知方法

市のホームページに公募記事を掲載します。

8 応募方法

必要事項を記載した応募申込書を下記の提出先へ郵送または持参により、応募してください(持参の場合は、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの受付とします。)

なお、応募申込書は、市のホームページから入手できます。

9 応募期限

令和 8 年 6 月 29 日(月)の 17 時 15 分まで(当日必着)

※応募期限より後の応募については、無効とさせていただきます。

10 選考について

公募委員数を超えて応募があった場合は、別途選考を行います。選考方法については、提出された応募申込書の記載内容による書類選考及び面接等により行います。選考結果については、選考対象者全員に文書にて通知します。

11 委員について

委員の身分や報酬等については、以下のとおりです。

(1) 委員の身分 飯塚市特別職(非常勤)として委嘱します。

(2) 委員報酬 日額：5,900 円

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表より)

(3) 費用弁償 日額：800 円(同条例第 5 条より)

12 主管課

飯塚市 福祉部 健幸保健課

13 応募申込書の提出先・お問い合わせ先

〒820-8601 飯塚市忠隈 523 番地(穂波支所)

飯塚市役所 福祉部 健幸保健課 健康づくり係

電話：0948-96-8613(直通)

※平日の 8 時 30 から 17 時 15 分まで